

第 129 話〈施設廃止要求〉の要約と参考資料

第 129 話〈施設廃止要求〉の要約

和合会は 1959 年 4 月、高千穂町長に亜ヒ酸焙焼炉廃止希望の陳情書を提出した。「契約書」に定めた改訂申し出期限より 10 か月早かったのに、町長が会社に伝えたのは期限 2 週間過ぎ。町長と会社に契約順守の誠意がなければ、厳しい契約書も絵に描いた餅にすぎない。

第 129 話〈施設廃止要求〉の参考資料

1 2 9 - 1 施設廃止要求に至る経過

- 1954 (昭和 29) 年 5 月 15 日 岩戸村長と中島鉦山社長との間で契約書締結
- 1958 (昭和 33) 年 3 月 14 日 和合会議事録「煙害に関する件 支所に連絡する事 (林務課)」
- 1958 (昭和 33) 年 7 月 20 日 出水事故により休山宣言
- 1959 (昭和 34) 年 2 月 住友金属鉦山の資金援助で操業再開
- 1959 (昭和 34) 年 3 月 3 日 和合会議事録「亜硫酸製造に関する件」
- 1959 (昭和 34) 年 4 月 3 日 和合会が高千穂町長に「施設廃止希望」の陳情書提出
- 1959 (昭和 34) 年 4 月 3 日 天岩戸支所長から高千穂町長あて「陳情書の進達」
- 1959 (昭和 34) 年 5 月 12 日 高千穂町佐藤町長が現地視察、調停に入る
夕刊ポケット記事「サァ！この結末どうしてくれる」
- 1959 (昭和 34) 年 5 月 14 日 和合会議事録「亜硫酸製造煙害に対する陳情書及び其の結果報告」
- 1960 (昭和 35) 年 5 月 25 日 天岩戸支所長から土呂久鉦業所長へ電話で改訂申し入れ
- 1960 (昭和 35) 年 2 月 29 日 高千穂町から中島鉦山会社へ文書で亜硫酸炉建設に関する契約改訂の申し入れ
- 1960 (昭和 35) 年 3 月 (旧正月 24 日) 和合会議事録「亜硫酸製造問題について代表者 4 名支所に交渉」
- 1960 (昭和 35) 年 5 月 15 日 岩戸村長と中島鉦山社長との契約書 2 度目の更新日
- 1960 (昭和 35) 年 5 月 25 日 和合会議事録「亜硫酸製造問題について」
- 1960 (昭和 35) 年 8 月 17 日 日向日日新聞「土呂久地区に煙害？ / 木や草が枯れる / ほとんどの牛が不妊に / “精練所の煙が原因”」

1 2 9 - 2 和合会議事録 (1958～1960 年)

昭和 33 年 3 月 14 日 (旧正月 24 日) 定期総会 向土呂久

煙害に関する件

支所に連絡する事 (林務課へ)

(昭和 33 年 5 月 25 日の朝日新聞記事に、煙害の有無を判定するために設けた椎茸栽培地で、西臼杵支庁林務課、町当局、会社、地元民立会が 3 月から調査を始めたと書いてあることから、この問題を話し合ったのだと思われる。)

昭和 34 年 3 月 3 日 (旧正月 24 日) 定期総会 向土呂久 37 名

亜硫酸製造に関する件

前役員と主な被害者と同僚、支所に出頭し伊木氏を通じて話し合ふ事

(和合会は、この日役員を改選し、会長が佐藤竹松から佐藤三代士に代わった。前役員とは竹松のことだと思われる。高千穂町の伊木竹喜収入役 (前岩戸村長) を通じて岩戸支所で煙害に関して話し合うことを決めた。)

昭和 34 年 5 月 24 日 定期総会 公民館

亜硫酸製造煙害に対する陳情書及びその結果報告

(昭和 34 年 4 月、和合会会長佐藤三代士ら 5 人が高千穂町長佐藤寿にあてて陳情書を提出したことと陳情書提出後の結果を報告した)

昭和 35 年 3 月 (旧正月 24 日) 定期総会 向土呂久

亜硫酸製造問題について 代表者四名支所に交渉

昭和 35 年 5 月 25 日 定期総会 公民館

亜硫酸製造問題について

前以而支所長並に町長に委任致しあるので鉾山側へ交渉の時代代表者五、六名同伴の上鉾山側の意考を聞く事に決る

(2 月 29 日に町から鉾山会社へ契約改訂の申し入れをしたので、町長と支所長が鉾山側と交渉するときに、和合会代表も参加するということを決めたのであろう。また、昭和 35 年 8 月 17 日の日向日日新聞に「土呂久地区に煙害 / 木や草が枯れる / ほとんどの牛が不妊に / “製錬所の煙が原因 / 地元、調査を要望” の記事=が掲載された)

1 2 9 - 3 中島鉾山会社と和合会 (斡旋人岩戸村長) の覚書

第二条 甲は乙の協力に応へる為め、操業開始の年より三年間毎年拾万円を乙に支払ふものとする

1 2 9 - 4 岩戸村長と中島鉾山社長 (斡旋人西臼杵支庁長) との間の契約書

第三条 乙は被害補償準備金として操業開始の月から毎月金参万円を積立て、其の額が

五十万円に達した時は据置くものとし、甲を通し甲の指定する金融機関に預入するものとする

第四条 被害の有無其の範囲並に程度等の調査については、必要に応じ県及関係当局学識経験者其の他公正な第三者に依頼するものとする

鉱害状況判定のため、会社の地域内並に地域外に椎茸及豆類の植栽を行ふ

第五条 調査の結果被害を認めた場合は、甲乙誠意を以て其の対策を協議するものとし、若し甲から要求のあった時は、乙は直に操業を中止し、其の被害に対し充分な補償を行ふものとする

第六条 この契約書の有効期間は三ヶ年とし、期間満了三ヶ月前迄に双方何れか一方から改訂の申出がない時は同一条件で自動的に延長するものとする。尚、契約書有効期間内に於ても操業計画を変更する場合は、改めて甲乙協議の上決定するものとする

1 2 9 - 5 和合会から高千穂町長への陳情書（1959=昭和 34=年 4 月 3 日）

陳情書

昭和 29 年 5 月中島鉱山株式会社（取締役社長鈴木仙）と旧岩戸村土呂久和合会（会長佐藤竹松）の間に於て土呂久鉱山亜硫酸炉建設の際、此の亜硫酸製造が農業経営上被害甚大なるを恐れ私共部落民は之が建設に極力反対をなしたるも、此の事業が地下資源開発と旧岩戸村繁栄に貢献を為すものであることを痛感し、当時の西臼杵支庁長及び岩戸村長の斡旋により別紙覚書の交換にて事業経営に協力をして来たものであります。然し乍ら現在までに覚書内容の契約事項が履行されないのみならず、次の点について被害が多いので、町当局に於て土呂久鉱山に対し之が施設の改善と契約履行（地区民としては施設廃止希望）について斡旋賜るやう部落民を代表し陳情致します

記

一、吐煙量多き為、植林牧草の生育不良、椎茸不作、みつばちの死滅

昭和 34 年 4 月 3 日

土呂久和合会会長	佐藤三代士
副会長	佐藤藤太
前和合会長	佐藤竹松
	佐藤仲治
	佐藤十市郎

高千穂町長 佐藤寿殿

1 2 9 - 6 天岩戸支所長から高千穂町長あて「陳情書の通達」（1959 年 4 月 3 日）

昭和 34 年 4 月 3 日

天岩戸支所長 坂本 来

高千穂町長 佐藤 寿殿

陳情書の進達について

中島鉱山株式会社土呂久鉱業所の亜硫酸製造について地元土呂久部落より別紙の通り陳情がありましたので進達します。此の事については既に収入役伊木竹喜殿より口頭にて御相談されしことと思いますので宜敷く御斡旋くださるようお願い致します。

1 2 9-7 高千穂町長から中島鉱山会社への申し入れ

昭和 35 年 2 月 29 日

高千穂町長 佐藤 寿

中島鉱山株式会社取締役社長殿

亜硫酸炉建設に関する契約について

昭和 29 年 5 月 15 日付にて契約締結致しました標記の件に関しましては土呂久地元有志の御要望により同契約第 6 条の条項中改訂に関する申し入れを致しますので宜敷く善処方お願いします。

去る 25 日当方天岩戸支所長より貴鉱山所長殿へ不取敢電話にて御連絡申し上げておきましたが、何分の回報方御依頼申し上げます。

1 2 9-8 夕刊ポケット紙記事 (1959 年 5 月 12 日)

「サァ！この結末どうしてくれる” / 煙の亜硫酸でシイタケ、農作物に SOS? / 土呂久鉱山に横ヤリ」

高千穂町岩戸地区土呂久部落“和合会”はこのほど高千穂町役場に“中島鉱山株式会社土呂久鉱業所の亜硫酸製造炉からでる煙（亜硫酸ガス）で、部落の人畜及び農作物に被害がでて困る、なんとかしてくれ”と陳情してきた。陳情によると、その被害は①椎茸の生えが悪くなった、②蜜蜂が部落から姿を消してしまつて養蜂ができない、③農作物（とくに豆類）の成育が悪くなった、④人畜には目に見えたハッキリした被害はないが、十数年前、亜硫酸の生産が最も大きかった時代には、牛馬が死亡したこともあったので、長い間には悪い結果が蓄積されることも考えられる、⑤29 年 5 月、会社側と和合会と結んだ契約をあくまで履行せよというのが主な内容で、佐藤町長はさっそく現地を視察、両者の調停に乗りだした。

同鉱山は昨年の夏、坑内出水によって全坑道が水没、現在休業中で、わずかに若干名の職員が全鉱区の採鉱を実施しているていど、副業的に亜硫酸を焼いて亜硫酸を月産 4 トンくらい生産しているにすぎない。

この問題について鉦山側は“①椎茸については昨年、県当局の専門家が調査したが、土呂久地区での栽培そのものがムリであって煙害によって菌は死んではいないといっている。豆類は会社側でも栽培して実験したが、煙が栽培に影響を及ぼすとは思えない。人畜被害については作業中の人でさえ、鉦山監督局でその保安性を認めてくれるのだから、生産炉から離れた場所の人々については問題にするほどのことはない。現在の生産炉は昔と異なって、煙（亜硫酸ガス）そのものは多量にでないようになっている。和合会との契約不履行についてはさっそく調べて善処する”と語っている。また佐藤町長は“地下資源の開発は、地元部落の繁栄にもつながるので、両者の立ち行くようにお互い研究してこの問題を円満に調停する”といっている。

129-9 日向日日新聞記事（1960年8月17日）

「土呂久地区に煙害？ / 木や草が枯れる / ほとんどの牛が不妊に / “精練所の煙が原因” / 地元、調査を要望」

西臼杵郡高千穂町岩戸の土呂久地区で山林や原野が枯れる奇現象が続発、不妊牛が多くなったこともあって、地元民（代表佐藤三代士氏）からこのほど同町当局へ「土呂久にある中島鉦山土呂久鉦業所精練所の煙害と思われる。調査してほしい」と要望が出された。

同町ではさっそく県西臼杵支庁、農業改良普及所の協力で調べたが、精練所周圍の杉植林地10アール（4年生）をはじめ原野4ヘクタールが被害を受けていることがわかった。杉は葉の先端だけを残して赤かっ色に枯れ、クヌギの葉は周囲から中心部に向かってかっ色に変化、カキの葉は枯れ落ちており、その一帯の葉は枯死または下葉から枯れはじめていた。

関係者は「杉が植えてある地区は土壌が悪くもともとは松の適地であるが、杉も乾燥に弱い吉野杉の害が特にひどい。しかしクヌギの葉が周囲から枯れるというのは他に見られない特徴で煙害ともみられる」といっている。

さらに5年前からこの地域で5頭の子牛が生まれたが、この地域の草を食わせるためか流産する牛がふえ、ほとんどの牛が不妊牛となっていることもわかった。これらの現象は病虫害によるものとはみられない点が多いので、同町では原因究明のため農林省九州林業試験場宮崎分場に杉、クヌギなど被害現物を送り分析を依頼した。

同精練所は5年前から精練を再開、毎日1トンずつの鉦石を400度で燃やして亜硫酸を造っており、この煙の中には亜鉛、鉄、ヒ素などが含まれているといわれる。3年前にも同地区のシイタケが発芽せず煙害の疑いで県が分析調査したが、はっきりした原因はつかめていないが、地区民は“煙害”を信じた気持ちをみせており、こんどは徹底的に調べてほしいと望んでいる。

町など関係者も原因究明のためには被害物の分析だけではなく、精練所の煙の分析も必要だと対策をねっている。

必ず起こる問題

宮大農学部平田正一教授の話 同精練所が設立された時から、このようなことが起こるのではないかと心配していた。被害の様子から判断すると煙、ガスの中にイオウ類をかなり含んでいると考えられる。戦時中、同郡日之影町見立が精練を行っていた時はススキのような強い雑草もはえなかったし、えびの高原のサイの河原付近の枯れ木からもわかるように煙害は恐ろしいものだ。精練所付近では必ず起こる問題で、煙害を絶無にすることは不可能に近い。精練所を作る場所を考えなければならないと思う。